

令和4年5月17日

令和4年度診療報酬改定  
疑義解釈について－③

(公社) 日本医療ソーシャルワーカー協会

本疑義解釈は厚生労働省疑義解釈資料等に基づいて作成しております。

1. 回復期リハビリテーション病棟入院料

No	『問』	『回答』
1	区分番号「A308」回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準において、「公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院」とあるが、公益財団法人日本医療機能評価機構による医療機能評価において、副機能としてリハビリテーション病院の評価を受けている病院についても該当するか。	該当しない。

以上